

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年3月2日
【発行者名】	インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド (International Management Services Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 イアン・グッドール (Ian Goodall, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ハーバー・センター、私書箱61号 (P.O.Box 61, Harbour Centre, George Town, Grand Cayman, KY1- 1102, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士 三浦 健 同 下瀬伸彦 同 白川剛士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	マルチ・ストラテジーズ・ファンド - トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド (Multi Strategies Fund - Turkish Lira Money Market Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	40億トルコリラ(747億6,000万円)を上限とします。 (注) トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1トルコリラ=18.69円)によります。以下、トルコリラの円金額表示はすべてこれによります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年3月2日付でファンドの保管会社が変更されるため、また同日付で日本における販売会社が追加されますので、令和元年9月19日に提出した有価証券届出書（令和元年12月19日および令和2年1月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

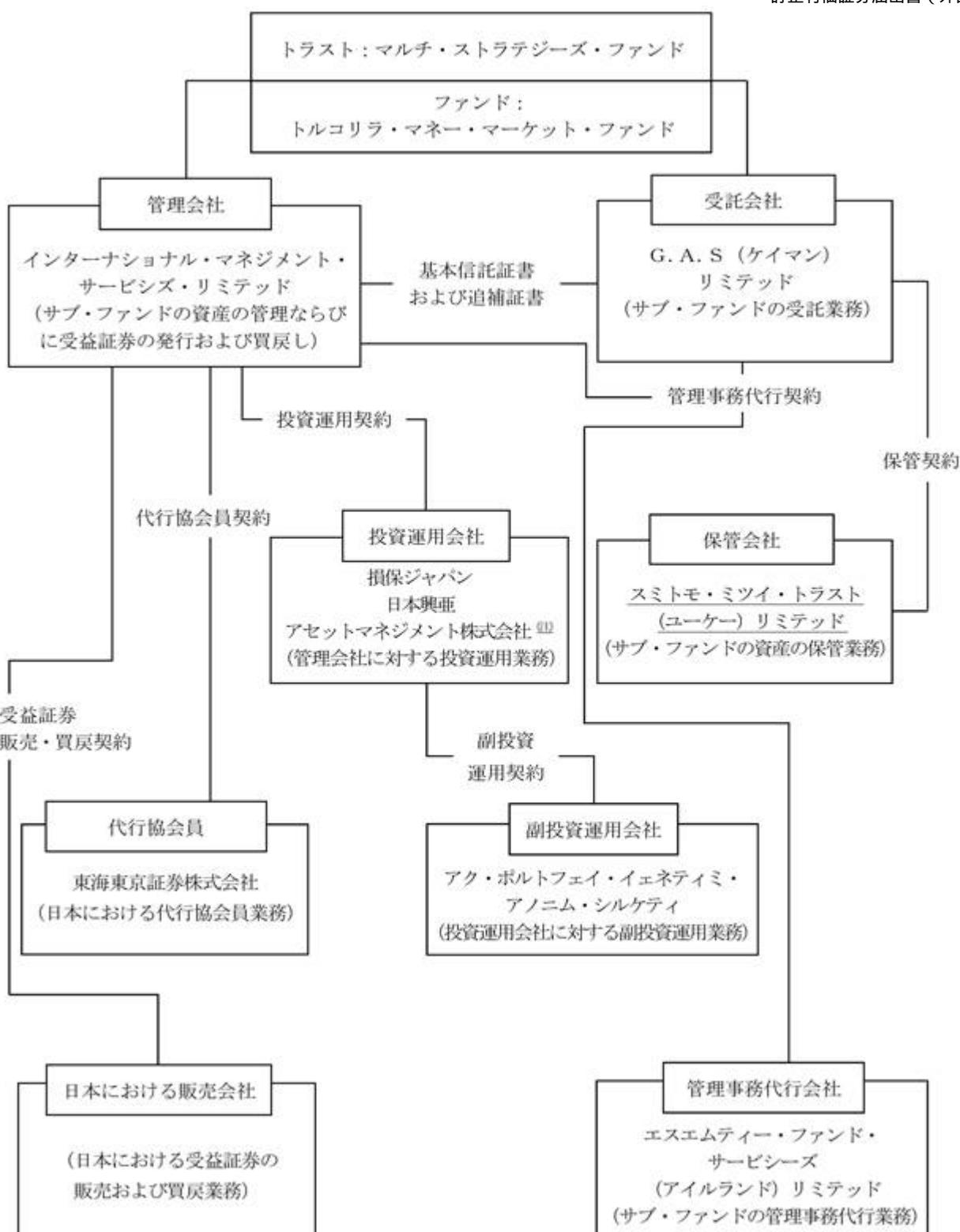
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

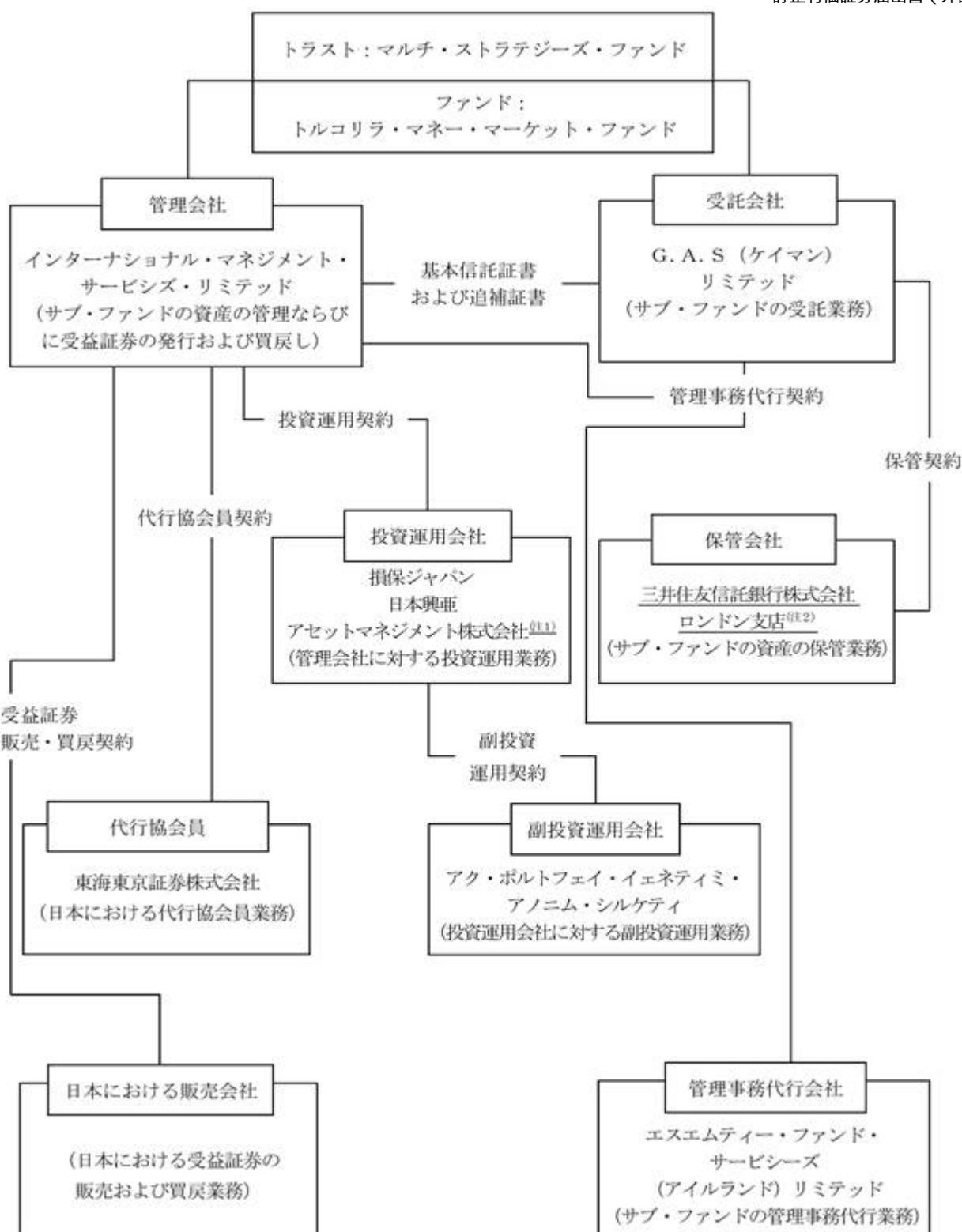
ファンドの仕組み

<訂正前>



(注) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、2020年4月1日付でSOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更します。以下同じです。

<訂正後>



(注1) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、2020年4月1日付でSOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更します。以下同じです。

(注2) 保管会社であったスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡しました。2020年3月2日以降の保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店です。

管理会社とサブ・ファンドの関係法人の名称、サブ・ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		

<u>スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド</u>	保管会社	2013年6月11日付で受託会社との間で保管契約 ^(注2) を締結。サブ・ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
---------------------------------	------	---

(後 略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		
<u>三井住友信託銀行 株式会社ロンドン支店</u>	保管会社	2013年6月11日付で受託会社との間で保管契約(2020年3月2日付で変更済) ^(注2) を締結。サブ・ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。

(後 略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前 略)

(3) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド(「保管会社」)

資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、1,784,806ポンド(2億4,375万円)です。

事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な持株会社は、東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。保管会社は、連合王国において保管業務を行うために連合王国の金融庁の認可を受けています。

(中 略)

(30) とうほう証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2019年3月31日現在、資本金の額は、30億円です。

事業の内容

とうほう証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

<訂正後>

(前 略)

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(「保管会社」)

資本金の額

2019年3月末日現在、三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、3,420億円です。

事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、英国において保管業務を行うために英國の当局認可を受けています。

(中 略)

(30) とうほう証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2019年3月31日現在、資本金の額は、30億円です。

事業の内容

とうほう証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(31) ぐんぎん証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

2019年3月31日現在、資本金の額は、30億円です。

事業の内容

ぐんぎん証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前 略）

(3) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド（「保管会社」）

受託会社および管理会社は、保管契約の条項に基づき、トラストの資産の保管会社として行為するスミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドを選任しました。

保管会社は、その任務の全部もしくは一部を履行するために、またはその裁量を行使するために、副保管会社、ノミニーまたは代理人を隨時選任することができます。保管契約には、保管会社が安全に保管している資産の一部もしくは全部を第三者に委託したという事実によって、同社の責任は影響を受けないと定められています。保管会社は、その責任を果たすために、適切な副保管会社を選定する際、合理的な技能、注意、誠実さが求められるものとし、また副保管契約の存続期間中、副保管会社がトラストまたは関連するサブ・ファンドに対し保管業務を提供する適任者であるということにつき、受託会社を納得させる責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社について適切な水準の監督を行わなければならぬものとし、また副保管会社の義務が実効的に果たされていることを確認するために定期的に適切な調査を行わなければならないものとします。

保管契約は、英國法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。保管会社の選任は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前までに書面により通知することにより終了されます。

保管契約に基づき、保管会社は、管理会社または投資顧問会社としては行為しないものとし、資産の選択、取得および処分に関する責任は常に受託会社にあるものとします。

保管会社(およびその取締役、役員、事務員、従業員および代理人)は、投資対象が保管会社の名義で登録されたという事実によって直接的または間接的に生じた、または保管契約に基づきもしくは一切の指示に従った保管会社の一切の作為または不作為によって直接的もしくは間接的に生じた、第三者によるあらゆる訴訟、訴訟手続、請求、要求、損失、損害、経費および費用(これらから生じるもしくはこれらに関連して生じる弁護士および専門家報酬を含みますが、これらに限られません。)(保管資産またはその一部、および／または保管資産の記録保有者としての保管会社または保管会社のノミニーもしくは代理人に対して課せられた一切の税金または他の政府課徴金およびこれらに関連する一切の費用を含みますが、これらに限られません。ただし、保管会社の側の詐欺、故意の不履行または過失に起因して生じた(作為もしくは不作為のいずれによるかは問いません。)負債、損失、損害、経費および費用を除きます。)について、保管資産から補償を受ける権利を有するものとします。

(中 略)

(30) とうほう証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてとうほう証券株式会社を選任しました。

とうほう証券株式会社の選任は、管理会社またはとうほう証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

<訂正後>

(前 略)

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管会社」）

受託会社および管理会社は、保管契約の条項に基づき、トラストの資産の保管会社として行為する三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を選任しました。

保管会社は、その任務の全部もしくは一部を履行するために、またはその裁量を行使するために、副保管会社、ノミニーまたは代理人を隨時選任することができます。保管契約には、保管会社が安全に保管している資産の一部もしくは全部を第三者に委託したという事実によって、同社の責任は影響を受けないと定められています。保管会社は、その責任を果たすために、適切な副保管会社を選定する際、合理的な技能、注意、誠実さが求められるものとし、また副保管契約の存続期間中、副保管会社がトラストまたは関連するサブ・ファンドに対し保管業務を提供する適任者であるということにつき、受託会社を納得させる責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社について適切な水準の監督を行わなければならぬものとし、また副保管会社の義務が実効的に果たされていることを確認するために定期的に適切な調査を行わなければならないものとします。

保管契約は、英國法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。保管会社の選任は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前までに書面により通知することにより終了されます。

保管契約に基づき、保管会社は、管理会社または投資顧問会社としては行為しないものとし、資産の選択、取得および処分に関する責任は常に受託会社にあるものとします。

保管会社(およびその取締役、役員、事務員、従業員および代理人)は、投資対象が保管会社の名義で登録されたという事実によって直接的または間接的に生じた、または保管契約に基づきもしくは一切の指示に従った保管会社の一切の作為または不作為によって直接的もしくは間接的に生じた、第三者によるあらゆる訴訟、訴訟手続、請求、要求、損失、損害、経費および費用(これらから生じるもしくはこれらに関連して生じる弁護士および専門家報酬を含みますが、これらに限られません。)(保管資産またはその一部、および/または保管資産の記録保有者としての保管会社または保管会社のノミニーもしくは代理人に対して課せられた一切の税金または他の政府課徴金およびこれらに関連する一切の費用を含みますが、これらに限られません。ただし、保管会社の側の詐欺、故意の不履行または過失に起因して生じた(作為もしくは不作為のいずれによるかは問いません。)負債、損失、損害、経費および費用を除きます。)について、保管資産から補償を受ける権利を有するものとします。

(中 略)

(30) とうほう証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてとうほう証券株式会社を選任しました。

とうほう証券株式会社の選任は、管理会社またはとうほう証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(31) ぐんぎん証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてぐんぎん証券株式会社を選任しました。

ぐんぎん証券株式会社の選任は、管理会社またはぐんぎん証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

別紙A

<訂正前>

(前 略)

「保管会社」

スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド、またはトラストもしくはいづれかのサブ・ファンドに関し受託会社によって隨時保管会社として選任されるその他の団体をいいます。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「保管会社」

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、またはトラストもしくはいづれかのサブ・ファンドに関し受託会社によって隨時保管会社として選任されるその他の団体をいいます。

(後 略)